

管理 No.

申 029

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:市民部 文化振興課
(総務係)

根拠区分	条例・規則
許認可等の名称	なら100年会館時の広場の使用承認
根拠条例・規則の名称/条項	なら100年会館条例(平成10年奈良市条例第16号) 第5条
処分権者	指定管理者
審査基準	<p>なら100年会館の時の広場の使用承認は、次の基準により判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なら100年会館条例 第5条 ・なら100年会館条例施行規則(平成10年奈良市規則第47号) 第4条第2項第3号 ・なら100年会館運用基準 <p>(関連条文)</p> <p>【なら100年会館条例】 (時の広場の使用承認)</p> <p>第5条 市民ホールの時の広場(以下「時の広場」という。)において、その全部又は一部を独占して次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 興業を行うこと。 (2) 集会を行うこと。 (3) 物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をすること。 (4) 展示会、博覧会その他これらに類する催しを行うこと。 <p>2 指定管理者は、前項の承認に際し、時の広場の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。</p> <p>3 指定管理者は、第1項各号に掲げる行為が市民ホールの管理に支障を及ぼさないと認める場合に限って、同項の承認をすることができる。</p> <p>【なら100年会館条例施行規則】 (使用の承認等の申請)</p> <p>第4条 条例第4条第1項又は第5条第1項の規定によりホール又は時の広場の使用承認を受けようとする者は、なら100年会館使用承認申請書(別記第1号様式)を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書の受付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間において行う。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1)(2)略</p>

	<p>(3) 時の広場、楽屋又はシャワー室を使用する場合</p> <p>使用日の属する月の初日前1箇月に当たる日から使用日の前日までの間。ただし、第1号又は前号の施設と併せて使用する場合は、当該各号の期間</p>
標準処理期間	即日
最終更新日	平成 31 年4月1日更新